

要配慮者利用施設の 避難確保計画作成について

日時 令和2年1月28日（火）、2月4日（火）

(1) 避難確保計画作成の必要性について

(2) 避難確保計画の作成について（熊本県版）

- 熊本県版の作成事例により、作成方法を解説します

(3) 国土交通省の様式をご紹介します

- 国土交通省が公表している**手引き**や**様式を参考資料**として添付しています。

1. 避難確保計画作成の必要性について

1. 風水害の激甚化・頻発化

H27年9月 関東・東北豪雨



茨城県常総市 鬼怒川破堤

写真: 国土交通省

H29年7月 九州北部豪雨



大分県日田市小野地区 斜面崩壊

写真: 九州地方整備局

H28年8月 台風10号



岩手県岩泉町 小本川

写真: 国土交通省

H30年7月 西日本豪雨



岡山県倉敷市 真備町

写真: 国土交通省

2. 近年の災害における要配慮者利用施設の被害

○ 近年の災害では、要配慮者施設（医療施設等）において、浸水被害・土砂災害が発生している。

<要配慮者施設の被害>



被災時期：平成27年9月

被災場所：きぬ医師会病院（茨城県常総市）

災害名※：平成27年9月関東・東北豪雨
（台風第18号等による大雨）



被災時期：平成30年7月

被災場所：まび記念病院（岡山県倉敷市）

災害名※：平成30年7月豪雨
（前線及び台風第7号による大雨等）



被災時期：平成28年8月

被災場所：高齢者グループホーム「楽ん楽ん」
（岩手県下閉伊郡岩泉町）

災害名※：（台風第7号、第11号、第9号、第10号
及び前線による大雨・暴風）



被災時期：令和元年8月

被災場所：順天堂病院（佐賀県杵島郡大町町）

災害名※：（前線による大雨）

3. 背景・必要性について

- 平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生
- 「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体とした取組が必要



**「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」
同様の被害を二度と繰り返さない**

4. 避難確保計画作成の義務化

○要配慮者利用施設の「避難確保計画作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6月施行）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、**避難確保計画作成・訓練の実施が義務化**されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表される場合があります。
- ・国土交通省は、2021年度（令和3年度）迄に作成率を100%とし、**逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています**。

ポイント!

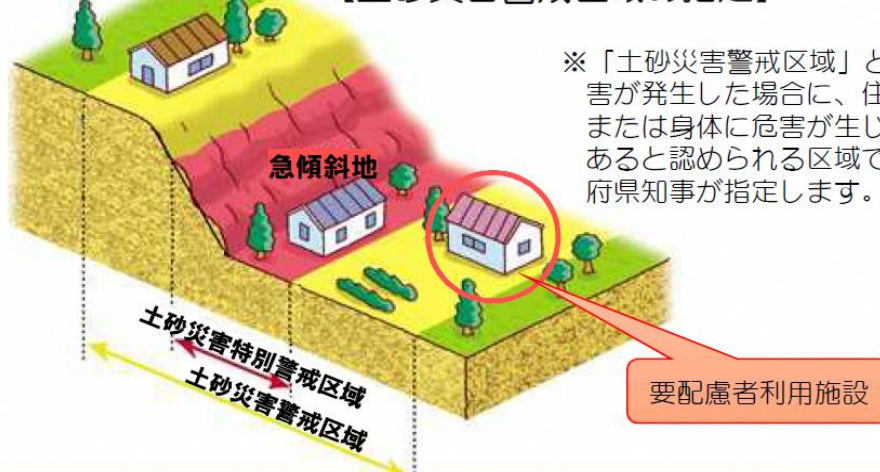
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

2. 避難確保計画の作成について

<熊本県版>

1. 洪水に関する避難計画に盛り込む内容

○洪水に関する避難確保計画は**水防法**上、次の内容を盛り込む必要がある。

- ①洪水時等の防災体制
- ②利用者の洪水時の避難の誘導
- ③洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
- ④洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
- ⑤自衛水防組織を置く場合、
 - ・自衛水防組織が行う業務にかかる活動要領
 - ・自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練の実施
 - ・その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

2. 国土交通省の様式による洪水に関する避難計画の記載内容

様式	様式の目的	
様式 1	計画の目的等を整理する	作成 必要 提出 必要
別紙 1	避難先・避難経路を整理する	
様式 2	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	
様式 3	情報収集先・伝達方法を整理する	
様式 4	避難先を整理する	
様式 5	備蓄品を整理する	
様式 6	自衛水防組織を位置付ける	作成 必要 提出 不要
様式 7	防災教育・訓練の計画を整理する	
様式 8	利用者の緊急連絡先を整理する	
様式 9	職員・保護者の連絡体制を整理する	
様式 10	外部機関の連絡先を整理する	
様式 11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	
様式 12	災害時の役割分担を整理する	
別添	自衛水防組織の概要を整理する	
別表 1	防災体制を整理する	
別表 2	備蓄品を整理する	

【熊本県版事例】
国土交通省様式1～6の必要項目を、熊本県版の事例として、作成しております。

【国土交通省様式】もしくは【既存の資料を活用】
様式7～12をご参考のうえ、作成してください。なお、既存の資料を活用しても構いません。

3. 避難確保計画(洪水)の作成事例【熊本県版】のポイント

洪水時の避難確保計画（案）

【対象施設：

作成：令和〇年〇月〇日

改訂：令和〇年〇月〇日

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を〇〇市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者（以下、「利用者等」という。）に適用するものとする。

【施設の状況】

昼間・夜間	利用者		施設職員		休 日	利用者		施設職員	
	昼間： 名	夜間： 名	昼間： 名	夜間： 名		休日： 名	休日： 名		

4 防災体制

防災体制確立の判断時期及び役割分担は下表のとおりとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル2】 [警報・注意報]洪水注意報発表 [洪水予報]〇〇川(〇〇観測所)氾濫注意情報発表※ [水位到達情報]△△川(△△観測所)氾濫注意水位到達※	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備	情報収集伝達要員 避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル3】 [避難勧告等]避難準備・高齢者等避難開始の発令 [警報・注意報]洪水警報発表 [洪水予報]〇〇川(〇〇観測所)氾濫警戒情報発表※ [水位到達情報]△△川(△△観測所)避難判断水位到達※	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 入院(所)者家族への事前連絡 外来診療中止の掲示 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導(避難準備・高齢者等避難開始発令時)	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル4】 [避難勧告等]避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 [洪水予報]〇〇川(〇〇観測所)氾濫危険情報発表※ [水位到達情報]△△川(△△観測所)氾濫危険水位到達※	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※対象河川が複数の場合は各々記入すること。

氾濫危険水位（避難勧告等発令の目安となる水位）

避難判断水位（避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位）

氾濫注意水位（洪水による災害の発生を警戒すべき水位）

通常的水位

水防団待機水位（水防団が待機する目安となる水位）

- ①「穴埋め形式」で避難確保計画を作成できるようになっています。
- ②赤線や赤囲みしている部分が記載する部分です。
- ③その他の部分は、市町村の特性や施設の実態によって修正する必要がある部分です。

計画作成後、市町村に提出する資料
避難確保計画

計画作成は必要であるが、市町村には提出不要である資料
様式7～12（個人情報を含むため）

【熊本県版事例】 計画の目的・報告・適用範囲

項目	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
1～3	計画の目的等を整理する	様式集(洪水)の記載を基本とする。	☐

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

①計画の目的を記載

計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を〇〇市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者（以下、「利用者等」という。）に適用するものとする。

②計画を作成したことを〇〇市長に報告する文面を記載

【施設の状況】

③施設の人数を記載

※状況が大幅に変更となった場合は、各時点で修正して再提出

昼間・夜間	利用者		施設職員		休 日	利用者		施設職員	
	昼間:	名	昼間:	名		休日:	名	休日:	名
	夜間:	名	夜間:	名					

【熊本県版事例】 防災体制1 【いつ避難するか】

項目	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
4	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ(トリガー情報)を設定する。	☐

4 防災体制

防災体制確立の判断時期及び役割分担は下表のとおりとする。

- ①どの河川で浸水するか確認
- ②どの地点の水位観測所で判断するかを確認
- ※複数ある場合は複数河川を記載

	体制確立の判断時期	実施内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル2】 [警報・注意報] 洪水注意報発表 [洪水予報] ○○川(○○観測所) 氾濫注意情報発表※ [水位到達情報] △△川(△△観測所) 氾濫注意水位到達※	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備	情報収集伝達要員 避難誘導要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル3】 [避難勧告等] 避難準備・高齢者等避難開始の発令 [警報・注意報] 洪水警報発表 [洪水予報] ○○川(○○観測所) 氾濫警戒情報発表※ [水位到達情報] △△川(△△観測所) 避難判断水位到達※	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 入院(所)者家族への事前連絡 外来診療中止の掲示 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導(避難準備・高齢者等避難開始発令時)	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル4】 [避難勧告等] 避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 [洪水予報] ○○川(○○観測所) 氾濫危険情報発表※ [水位到達情報] △△川(△△観測所) 氾濫危険水位到達※	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※同じ河川と地点名

③河川名・地点名は次ページで確認。

④活動内容や対応要員については、必要に応じて、修正

※対象河川が複数の場合は各々記入すること。

【防災体制1の参考資料】施設がどの河川の浸水想定区域内にあるかの確認

各施設がどの河川の浸水想定区域内にあるかを、次のURLで確認してください。また、確認する際は、1つの河川のみ行うのではなく、施設が所在する市町村の浸水想定区域図すべての河川について、確認してください。

八代市	球磨川	球磨川	国	http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/bousai/kuma_shinsui.html
		前川	国	
		南川	国	
	氷川	氷川	県	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_27919.html
		河俣川	県	
	鏡川	鏡川	県	
	大鞘川	大鞘川	県	
	水無川	水無川	県	
	二見川	二見川	県	
氷川町	砂川	砂川	県	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_27919.html
	八間川	八間川	県	
	氷川	氷川	県	
	大鞘川	大鞘川	県	

【防災体制1の参考資料】河川の水位観測所

水系名	河川名	よみがな	管内	観測局名	管理者	所在地
球磨川	球磨川	くまがわ	八代	横石	国土交通省	八代市坂本町西部は字真道367-2(九州自動車道球磨川第一橋上流300m)
球磨川	球磨川	くまがわ	八代	萩原	国土交通省	八代市萩原町1丁目(新萩原橋下流150m)
球磨川	球磨川	くまがわ	八代	金剛	国土交通省	八代市鼠蔵町(金剛橋下流1km)
氷川	氷川	ひかわ	八代	落合	熊本県	八代市泉町大字柿追桂原
氷川	氷川	ひかわ	八代	立神	熊本県	八代郡氷川町立神字本村
氷川	氷川	ひかわ	八代	松本橋	熊本県	八代郡氷川町島地1303番地地先 松本橋公園内
氷川	河俣川	かわまたがわ	八代	河俣	熊本県	八代市東陽町河俣8443
氷川	河俣川	かわまたがわ	八代	早瀬橋	熊本県	八代市東陽町南3056
二見川	二見川	ふたみがわ	八代	二見川	熊本県	八代市二見洲口町大字五反田
大鞘川	大鞘川	おさやがわ	八代	第二大鞘橋	熊本県	八代市千丁町古閑出2957-10地先
大鞘川	大鞘川	おさやがわ	八代	千丁町北村	熊本県	八代市千丁町大字太牟田字北洲前1563-7地先
八間川	八間川	はちけんがわ	八代	八間川	熊本県	八代郡氷川町網道
鏡川	鏡川	かがみがわ	八代	鏡川	熊本県	八代市鏡町鏡570番地3
水無川	水無川	みずなしがわ	八代	水無川	熊本県	八代市古麓町字巢ノ木499地先

①地点名の住所を確認

②施設に近接している地点を選択

※施設が2地点の中間に位置している場合は複数の地点を記載

【熊本県版事例】 防災体制2 【各班員の役割】

項目	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
4	防災体制の組織を具体的に記載	各班員の役割を確認する。	☐

防災体制を担う組織は下表のとおりとする。

①管理権限者・代行者を確認し、記載

管理権限者（ ）（代行者 ）

		役職及び氏名	役割
	情報収集 伝達要員	班長：(役職) ○○○○ 班員：(役職) ○○○○ 班員：(役職) ○○○○	・テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した情報収集及び記録 ・避難誘導要員に必要事項を報告・伝達 ・館内放送等による避難の呼び掛け ・関係者及び関係機関との連絡
	避難誘導要員	班長：(役職) ○○○○ 班員：(役職) ○○○○ 班員：(役職) ○○○○	・避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 ・避難器具の設定や操作

②組織の班員や役割を確認のうえ、氏名を記載

③必要に応じて、役割を修正

【熊本県版事例】 情報収集・伝達

項目	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
5	情報収集先を整理する	必要な情報収集先を追加する。	☐

5 情報収集・伝達

情報収集・伝達は、下表のとおりとする。

①市町村からの情報提供の有無により修正
※市町村に確認してください

収集する情報	収集方法
気象情報	市町村役場等、テレビ、ラジオ、インターネット（熊本气象台ホームページ、熊本県統合型防災情報システム）、メール（熊本県防災情報メール）
洪水予報、水位到達情報	市町村役場等、テレビ、ラジオ、インターネット（国土交通省「川の防災情報」、熊本県統合型防災情報システム）、メール（熊本県防災情報メール）
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告、避難指示（緊急）	市町村役場等、テレビ、ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、メール（熊本県防災情報メール）

②伝達手段を記載
※市町村に確認してください

③市町村の担当窓口を記載
※市町村に確認してください

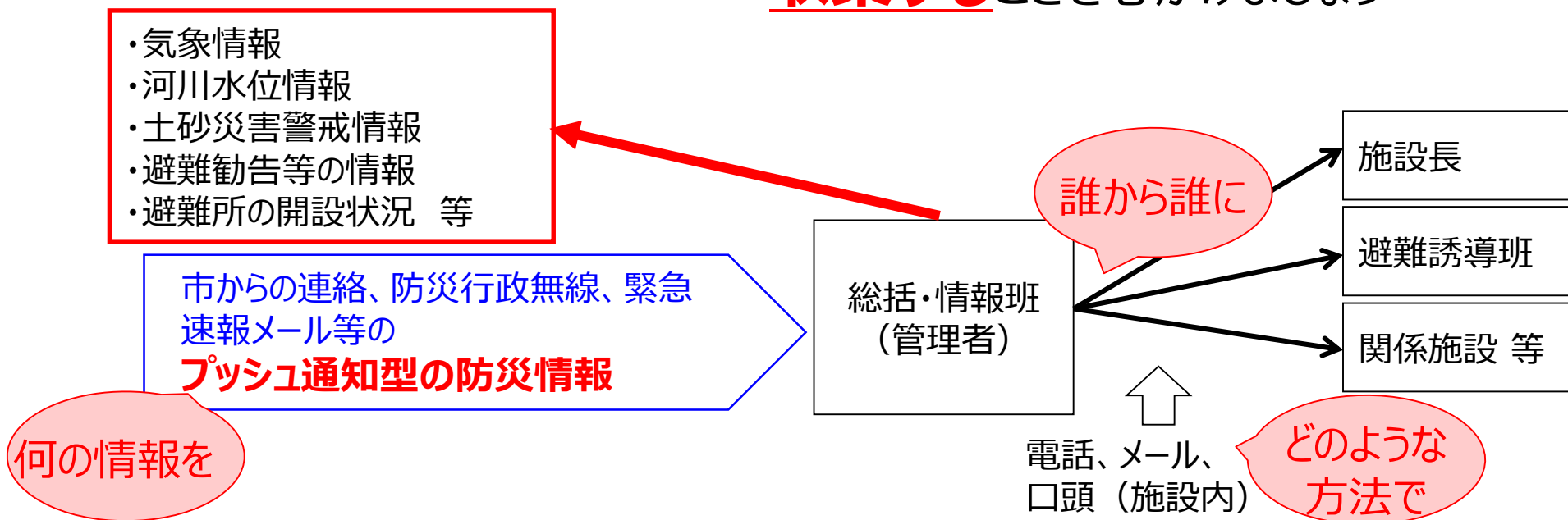
報告する情報	担当者	伝達手段	報告先
被害情報	情報収集伝達要員	電話・F A X	市町村役場（防災担当）、消防等
避難開始・完了等	避難誘導要員	館内放送 口頭 電話・F A X	利用者等 市町村役場（防災担当、福祉担当）、消防等、要配慮者家族等

検討時のポイント！

- 「何の情報を」「誰から誰に」、「どのような方法で」伝達するのかを決めましょう。

情報伝達システムの例と大切な心構え

【心構え】情報が来るのを待つのではなく自ら収集することを心がけましょう



[別紙1 避難経路図]

別紙 1

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

上流の●●雨量観測所（「川の防災情報で確認」）

施設名

●●●●

建物階数

●階

浸水深

●～●m

【お願い】別紙1を提出する際に「施設名」、「建物階数」、「浸水深」を記載して下さい。

【別紙1の参考資料】避難経路図【どこに避難するか】を考える

避難先検討時のポイント

- 避難先は浸水や土砂災害リスクがないところへの【**立ち退き避難を基本**】としましょう。
- **立ち退き避難を検討した上で**、避難する方が利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は**屋内安全確保**（上層階への避難）等、**命が助かる可能性の高い避難行動**を検討して下さい。

留意事項

- 浸水が継続すること等により、**避難生活が長期化する可能性**も念頭に考えましょう。（屋内安全確保時に、期待どおりに支援物資等が届かない可能性もあります。）
- 施設利用者の避難生活の環境確保の観点から、類似施設となる**提携先の施設や知り合いの施設などは有力な候補**となります。

自施設や避難先候補、避難経路等の**安全性を確認**しながら考えましょう

〇〇市ハザードマップ

検索



〇〇 浸水想定区域

検索



スライドP13を参照

避難行動について

立ち退き避難：その場を立ち退いて、「指定緊急避難場所」や「近隣の安全な場所」へ移動する**水平避難**。

屋内安全確保：**垂直避難**（屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動）などで屋内に留まっの安全確保。

【熊本県版事例】避難誘導

項目	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
6	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、 移動に必要な時間を想定 する。	☐

①別紙 1 で検討した避難先の情報を記載

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	☐ 徒歩 ☐ 車両 () 台
屋内安全確保			

②移動手段と当日の体制（スタッフの人数）を考えてみましょう。

③屋内安全確保の場合は、施設内の避難場所の階数や部屋の名前等を書きましょう。

検討時のポイント！

■ 移動距離と移動手段を想定し、

「移動に必要な時間」

を考えて下さい。

【熊本県版事例】 避難の確保を図るための施設の整備

項目	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
7	備蓄品を整理する	<u>避難誘導時</u> に加え、避難先での滞在(<u>避難生活</u>)に <u>必要な備蓄品</u> を整理する。	☐

7 避難の確保を図るための施設の整備
情報収集伝達及び避難誘導等の際に使用する資器材等については下表のとおりとする。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、施設利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架 【施設内の一時避難】水、食料、寝具、防寒具 【高齢者、乳幼児】おむつ、おしりふき、おやつ、おんぶひも 【障害者】常備薬 【その他】カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）、ウェットティッシュ、ごみ袋、タオル

①必要に応じて、内容を修正
※各施設によって必要なものを選定する

検討時のポイント！

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。
- ② 避難所等での 避難生活時に必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。
- ③ 水害時に活用できる状態かを確認する。

<留意事項：上層避難の対応について>

- 上層避難の場合、長期化や孤立等により、水や食料、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定されます。
- 必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、避難生活の長期化に留意して下さい。

【熊本県版事例】防災教育及び訓練

項目	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
8	防災教育・訓練の計画を整理する	避難訓練は出水期前 に実施する。 設定した日程を様式5(下部)に反映する。	☐

防災教育及び訓練の実施

- 年間の教育及び訓練計画を毎年 4月 に作成する。
- 毎年 4月 に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月 全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する
- 避難を円滑かつ迅速に確保するために、この訓練の実施により改善すべき点等が生じた場合は、本計画を適宜修正する。

①基本的に施設のスケジュールを記載してい
ただければ問題ありません

②避難訓練は**出水期前**に行うことを基本としてく
ださい

③職員の入れ替わりや異動等をきっかけに
時期を設定すると効果的

④必要に応じて、内容を修正

【熊本県版事例】 自衛水防組織の業務に関する事項

項目	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
9	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	☐

9 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

(1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった全職員を対象として研修を実施する。

② 毎年5月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき遅滞なく、当該計画を〇〇市町村長へ報告する。

①設置する場合に限り記載が必要
(努力義務)

②必要に応じて、内容を修正

③設置した場合、市町村に報告が必要

3. 避難確保計画の作成について (追記版) <熊本県版>

追記する内容は、P8からの事例と同様です
その内容をどの部分に追記するかをご紹介します

【熊本県版事例】 追記による避難確保計画の作成1

項目	追加する箇所	作成・検討時のポイント	チェック
第1節	計画の目的等	<u>消防計画に目的を追加する。</u>	☐

〇〇〇〇〇消防計画

赤字部分が追記箇所

第1節 総則

1 目的

第1条 この計画は、〇〇〇〇〇の防火管理義務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び安全の確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

また、水防法の規定に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることについてもその目的とする。

下線部追加

2 消防計画の適用範囲

第2条 この計画は、施設の勤務者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

変更なし

3 防火管理者の権限等

第3条 防火管理者については、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行う。ただし、すべてにおいて、施設管理者に対し、報告の義務を負う。

(1) 消防計画の作成及び変更

↓

(8) 消防計画の作成及び変更

変更なし

4 消防機関への報告・連絡

第4条 防火管理者は、次について、消防機関への報告等を行う。

(1) 消防計画の提出

↓

(4) 自衛消防組織訓練の際の事前報告及び指導の要請

変更なし

【熊本県版事例】 追記による避難確保計画の作成2

項目	追加する箇所	作成・検討時のポイント	チェック
第2節	予防対策等	<u>追加項目なし</u>	☐

第2節 予防対策等

1 予防管理組織

第5条 火災予防や地震の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、消防用設備の点検検査を行う点検検査者を指定する。

変更なし

2 火元責任者

第6条 火元責任者は次の業務を行う。

- (1) 建物や消防関係設備の日常点検
- (2) 防火管理者の補佐

変更なし

3 自主点検の実施

第7条 自主点検検査の火元責任者は次の業務を行う。

- (1) 火災通報設備機器点検 6月 総合点検 7月

変更なし

【熊本県版事例】 追記による避難確保計画の作成3

項目	追加する箇所	作成・検討時のポイント	チェック
第3節	火災予防措置	<u>追加項目なし</u>	☐

第3節 火災予防措置

1 防火管理者への連絡

第8条 次に掲げる事項を行う場合には、事前に防火管理者に報告する者とする。

(1) 指定場所以外で火気を使用するとき



(3) 改装・模様替えを行うとき

変更なし

2 火気使用時の遵守事項

第9条 火気を使用する者は、日常を通して次の事項を守らなければならない。

(1) 火気使用設備器具は使用前に必ず点検を行うこと。

(2) 就業時は、吸い殻等の処分を適切に行うこと。

変更なし

【熊本県版事例】 追記による避難確保計画の作成3

項目	追加する箇所	作成・検討時のポイント	チェック
第4節	自衛消防活動対策	<u>「等」を追加</u>	☐

第 4 節 自衛消防活動対策等

1 自衛消防の組織及び任務

第 1 0 条 自衛消防組織は、施設長を自衛消防隊長、防火管理者を自衛消防副隊長とし、自衛消防隊を次表の通り組織する。

2 避難経路関係

第 1 1 条 防火管理者は屋内から屋外に通じる避難経路図を作成し、従業員及び利用者に周知する。

等を追加

変更なし

①自衛水防組織を設置しない場合は防災体制組織を追加

【熊本県版事例】 追記による避難確保計画の作成3

項目	追加する箇所	作成・検討時のポイント	チェック
第4節	自衛消防活動対策	防災体制組織を追加する。 (自衛水防組織を設置する場合は自衛水防組織を記載)	☐

3 洪水時の防災体制組織

第12条 洪水発生に備え、洪水時の防災体制として、施設長（管理者）を統括管理者とし、次の任務分担により、組織活動を実施する。

自衛水防組織を設置する場合は「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）」を参照して記入する。

管理権限者（ ）（代行者 ）

	役職及び氏名	役割
情報収集 伝達要員	班長：（役職） ○○○○ 班員：（役職） ○○○○ 班員：（役職） ○○○○ …	・テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した情報収集及び記録 ・避難誘導要員に必要事項を報告・伝達 ・館内放送等による避難の呼び掛け ・関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	班長：（役職） ○○○○ 班員：（役職） ○○○○ 班員：（役職） ○○○○ …	・避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 ・避難器具の設定や操作

【熊本県版事例】 追記による避難確保計画の作成3

項目	追加する箇所	作成・検討時のポイント	チェック
第5節	洪水時の活動（新規追加）	防災体制を記載	☐

第5節 洪水時の活動

1 洪水時の防災体制

第13条 洪水時には、次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル2】 〔警報・注意報〕洪水注意報発表 〔洪水予報〕〇〇川（〇〇観測所）氾濫注意情報発表※ 〔水位到達情報〕△△川（△△観測所）氾濫注意水位到達※	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル3】 〔避難勧告等〕避難準備・高齢者等避難開始の発令 〔警報・注意報〕洪水警報発表 〔洪水予報〕〇〇川（〇〇観測所）氾濫警戒情報発表※ 〔水位到達情報〕△△川（△△観測所）避難判断水位到達※	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		入院（所）者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		外来診療中止の掲示	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル4】 〔避難勧告等〕避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 〔洪水予報〕〇〇川（〇〇観測所）氾濫危険情報発表※ 〔水位到達情報〕△△川（△△観測所）氾濫危険水位到達※	要配慮者の避難誘導（避難準備・高齢者等避難開始発令時）	避難誘導要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※対象河川が複数の場合は各々記入すること。

【熊本県版事例】 追記による避難確保計画の作成3

項目	追加する箇所	作成・検討時のポイント	チェック
第5節	洪水時の活動（新規追加）	情報収集及び伝達方法を記載	☐

2 情報収集及び伝達

第 1 4 条 収集する主な情報及び収集方法は以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	市町村役場等、テレビ、ラジオ、インターネット（熊本気象台ホームページ、熊本県統合型防災情報システム）、メール（熊本県防災情報メール）
洪水予報、水位到達情報	市町村役場等、テレビ、ラジオ、インターネット（国土交通省（川の防災情報）、熊本県統合型防災情報システム）、メール（熊本県防災情報メール）
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告、避難指示（緊急）	市町村役場等、テレビ、ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、メール（熊本県防災情報メール）

第 1 5 条 情報伝達の内容及び連絡先等については以下のとおりとする。

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
被害情報	情報収集伝達要員	電話・F A X	市町村役場（防災担当）、消防等
避難開始・完了等	避難誘導要員	館内放送 口頭 電話・F A X	利用者等、要配慮者家族等 市町村役場（防災担当、福祉担当）、消防等

【熊本県版事例】 追記による避難確保計画の作成4

項目	追加する箇所	作成・検討時のポイント	チェック
第5節	洪水時の活動（新規追加）	情報収集及び伝達方法を記載	☐

第 1 6 条 避難場所及び避難場所までの移動距離及び移動手段については、下表のとおりとする。
（1）避難が悪天候又は夜間となる場合は屋内安全確保を図るものとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	☐ 徒歩 ☐ 車両 () 台
屋内安全確保			

第 1 7 条 避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

【熊本県版事例】 追記による避難確保計画の作成5

項目	追加する箇所	作成・検討時のポイント	チェック
第5節	洪水時の活動（新規追加）	避難の確保を図るための設備等の配備について記載	☐

4 避難の確保を図るための設備等の配備

第18条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。なお、これら資機材については、日頃からその維持管理に努める。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、施設利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架 【施設内の一次避難】水、食料、寝具、防寒具 【高齢者、乳幼児】おむつ、おしりふき、おやつ、おんぶひも 【障害者】常備薬 【その他】カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）、ウェットティッシュ、ごみ袋、タオル

【熊本県版事例】 追記による避難確保計画の作成6

項目	追加する箇所	作成・検討時のポイント	チェック
第6節	教育及び訓練	教育及び訓練の部分に追記	☐

第6節 教育及び訓練

1 防災教育及び訓練の実施

第19条 防火管理者は、従業員等に対して次により、防災教育及び訓練を行う。なお、防災教育及び訓練については、洪水対応にかかるものも実施することとし、防災体制組織を中心とした実施内容とする。

下線部追加

- (1) 防災教育 4月
- (2) 総合訓練 5月

(注)各施設が計画等で規定されている回数を満たすものとする

- (3) 部分訓練 毎月1回

追記案1の2 付則に記述し、規程を追加する場合

.....
付則 洪水に伴う防災体制及び避難にかかる事項については、別に定める「洪水対策規程」によるものとする。

「洪水対策規程」は、作成事例1を参考として作成すること

【参考】避難確保計画の作成について

<国土交通省版>

1. 計画の手引きについて(国土交通省)

要配慮者利用施設の浸水対策

検索



URL: <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

- 【資料1】 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊(作成支援編・様式編)
- 【資料2】 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)
- 【資料3】 計画作成のひな形
- 【資料4】 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル
- 【資料5】 既存の計画への追記による避難確保の作成

1. 計画の手引きについて(国土交通省)【資料1】

【資料1】 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊(作成支援編・様式編)

要配慮者利用施設における
避難確保計画作成の手引き別冊
(作成支援編・様式編)



平成28年台風第10号による被害状況

- ◇公表済みの「避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」を解説する資料です。
- ◇前半は「**作成支援編**」として、避難確保計画を検討する際の視点や、検討の助けとなる参考情報が整理されています。
- ◇後半は「**様式編**」として、記入型の様式がついています。前半の「作成支援編」を参考に**直接記入していくことで、避難確保計画が完成**する構成となっています。

1. 計画の手引きについて(国土交通省)【資料2】

【資料2】 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 (水害・土砂災害)



写真：平成28年台風第10号要配慮者利用施設被災状況
岩手県岩泉町（撮影 国土地理院）



施設内の様子



避難経路の様子



意見交換の様子

内閣府（防災担当）
消 防 庁
厚 生 防 庁
国 土 交 通 省
気 象 庁

◇「洪水」と「土砂災害」で災害リスクが異なる3施設における避難に関する計画の**作成事例集**です。

◇3施設の水害リスクや施設利用者等の**特性を踏まえた検討経緯も詳細に整理**されています。

◇計画検討時の参考資料として活用できます。

1. 計画の手引きについて(国土交通省)【資料3】

【資料3】 計画作成のひな形

【様式編】

洪水時の避難確保計画

【施設名： 】

平成 年 月 日 作成

◇「資料1：要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊」の様式編の電子ファイルです。

◇「ワード版」および「エクセル版」がそれぞれ公表されており、ダウンロードすることで、計画作成時の作業の簡便化が図られます。

1. 計画の手引きについて(国土交通省)【資料4】

【資料4】 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における
避難計画点検マニュアル

平成29年6月

厚生労働省
国土交通省

◇作成された「避難確保計画」が、計画作成の目的に沿った内容となっているかをチェックするためのマニュアルですが、各項目を検討する際の視点が整理されており、計画検討時の参考資料としても活用できます。

1. 計画の手引きについて(国土交通省)【資料5】

【資料5】 既存の計画への追記による避難確保の作成

既存の計画への追記による避難確保計画の作成 国土交通省

消防計画に追記する例 ・・以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(手引き P21~P23参照)
自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のために必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~7参照)
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17~19参照)
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することよい。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資材を追記することよい。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)
第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人、財産並びに被害の軽減を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(自衛水防の組織と任務分担)
第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。
別表 〇 任務内容
統括管理者 自衛水防の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に對する教育及び訓練を行う。
情報伝達係 洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係 避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(洪水時の活動)
第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。
別表 〇 活動内容
注意体制 〇〇情報発表 情報収集、関係職員招集 情報伝達係
警戒体制 〇〇情報発表 情報収集、資機材準備、要救助者の避難誘導、.. 情報伝達係、避難誘導係、..
非常体制 〇〇情報発表 施設全体の避難誘導、.. 避難誘導係、..
〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令

(洪水時の避難誘導)
第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
(1)避難場所・経路
・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇〇の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
(2)避難誘導方法
・施設内の避難場所に誘導するときは、避難場所までの経路、道路状況について予め説明する。
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

(洪水に備えるための準備品)
第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。
別表 〇 使用する設備又は資機材
活動の区分 使用する設備又は資機材
情報収集・伝達 テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導 名簿(従業員、利用者等)、案内図、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、安全飲料、施設内の一時避難のための水、食料・医薬品、防災用具

(洪水対策に係る教育及び訓練)
第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。
別表 〇 内容
全従業員 〇〇月 (1)洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員 その都度 (2)情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織 〇〇月 (3)避難誘導に係る訓練

◇消防計画など、**既に**災害に関する具体的な**計画がある場合**に、それに**追記**することで、洪水時の避難確保計画として作成する際の参考資料です。

◇**効率的な作成**の助けとなります。

- 避難確保計画は、「様式を作り上げること」が目的ではありません。
- 各種ツールを参考に**水害時をイメージすること**、「いつ・どこへ・どうやって」避難**するか**を事前に検討・整理すること、**実行できるように備える**ことが大切です。

2. 避難確保計画の様式(国土交通省)【洪水】

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式8
12	緊急連絡網	10	様式9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式11
15	防災体制一覧表	12	様式12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

避難確保計画は、全ての項目（様式）を検討・作成することを基本と考えて下さい。

計画作成後、各市町村に提出頂きたい様式【様式1～6】
※様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出

個人情報等が含まれるため、各市町村には提出する必要がない様式
※別添、別表1、別表2は、様式6で自衛水防組織を設置した場合に作成

3. 各様式の目的と作成・検討時のポイント(国土交通省)【総括】

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集(土砂の場合は作成例)の記載を基本とする。	☐
別紙1	避難先・避難経路を整理する	安全な場所を避難先・経路とする設定を基本とする。 必要な場合には垂直避難も検討する。	☐
様式2	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ(トリガー情報)を設定する。	☐
様式3	情報収集先・伝達方法を整理する	講習会資料を参考に、必要な情報収集先を追加する。	☐
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、移動に必要な時間を想定する。	☐
様式5	備蓄品を整理する	避難誘導時に加え、避難先での滞在(避難生活)に必要な備蓄品を整理する。	☐
様式6	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	☐
様式7	防災教育・訓練の計画を整理する	避難訓練は出水期前に実施する。 設定した日程を様式5(下部)に反映する。	☐
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は定期的に確認・更新する。	☐
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。 定期的に更新(確認)する。	☐
様式10	外部機関の連絡先を整理する	講習会資料を参考に必要な連絡先を追加する。	☐
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための職員体制を検討する。 避難移動に必要な時間を検討・整理する。	☐
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の参集がうまくいかない場合も想定する。	☐
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	☐
別表1	防災体制を整理する	様式12を活用する。	☐
別表2	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	☐

【様式1】 計画の目的・報告・適用範囲

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集(洪水)の記載を基本とする。	☐

様式 1

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

①計画の目的を記入

②計画を作成したことを〇〇市に報告する文面を記載

③施設の人数を記載

※状況が大幅に変更となった場合は、各時点で修正して再提出

【別紙1】避難経路図

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
別紙1	避難先・避難経路を整理する	安全な場所を 避難先・経路とする設定を 基本 とする。 必要な場合には垂直避難も検討 する。	☐

別紙 1

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

施設名	建物階数	浸水深
●●●●	●階	●~●m

- キレイな図面として作る必要はありません。
- 施設の方々が、以下を共有することが大切です。
 - 避難先と避難経路がどこか。
 - 避難経路上で気をつけておきたいことはないか。

【お願い】 別紙1を提出する際に「施設名」、「建物階数」、「浸水深」を記載して下さい。

【様式2】 防災体制 【いつ避難するか】

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式2	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ(トリガー情報)を設定する。	☐

様式 2

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体 制	活動内容	対応要員
	注意体制確立		
	警戒体制確立		
	非常体制確立		

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式3	情報収集先を整理する	<u>説明会資料を参考</u> に、必要な情報収集先を <u>追加する</u> 。	☐

様式3

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	
洪水予報・河川水位	
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	

情報内容	取得機関	URL・連絡先
台風等の各種気象情報	気象庁HP	https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/
	〇〇地方気象台	https://www.〇〇
河川の情報	国土交通省HP 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/kawabou/ipTop Gaikyo.do
土砂災害情報	〇〇全県統合型GIS	https://www.〇〇
〇〇県内の防災情報	〇〇防災ポータル	https://www.〇〇
避難勧告等の情報	〇〇市HP	https://www.〇〇
	〇〇防災情報メール	https://www.〇〇
停電の情報	〇〇電力	http://www.teideninfo.energia.co.jp//
電話に関する情報	NTT	113
地デジ・データ放送の防災情報	NHK 等	地デジ対応テレビのリモコンで「dボタン」を押す

川の防災情報

検索

〇〇防災ポータル

検索

〇〇防災情報メール

検索

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、 移動に必要な時間を想定 する。	☐

①移動距離の計測には、WEBの地図サービスが便利です。

【参考】「重ねるハザードマップ」でも
距離計測機能があります。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	☐ 徒歩 ☐ 車両 () 台
屋内安全確保			

②移動手段と当日
の体制(スタッフ
の人数)を考えて
みましょう。

③屋内安全確保の場合は、施設内の
避難場所の階数や部屋の名前等
を書きましょう。

検討時のポイント！

■ 移動距離と移動手段を想定し、

「移動に必要な時間」

を考えて下さい。

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式5	備蓄品を整理する	<u>避難誘導時</u> に加え、避難先での滞在(<u>避難生活</u>)に <u>必要な備蓄品</u> を整理する。	☐

様式 5

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ タブレット ☐ ファックス ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー
避難誘導	☐ 名簿（従業員、施設利用者） ☐ 案内旗 ☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー ☐ ライフジャケット ☐ 蛍光塗料
施設内の一時避難	☐ 水（1人あたり__ <u>ℓ</u> ） ☐ 食料（1人あたり__ <u>食分</u> ） ☐ 寝具 ☐ 防寒具
高齢者	☐ おむつ・おしりふき
障害者	☐ 常備薬
乳幼児	☐ おむつ・おしりふき ☐ おやつ ☐ おんぶひも
その他	☐ ウェットティッシュ ☐ ゴミ袋 ☐ タオル ☐ （ ）

浸水を防ぐための対策

☐土嚢 ☐止水板
☐その他（ ）

検討時のポイント！

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。
- ② 避難所等での 避難生活時に必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。
- ③ 水害時に活用できる状態かを確認する。

<留意事項：上層避難の対応について>

- ・ 上層避難の場合、長期化や孤立等により、水や食料、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定されます。
- ・ 必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、避難生活の長期化に留意して下さい。

【様式6】 自衛水防組織の業務に関する事項

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式6	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	☐
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	☐
別表1	防災体制を整理する	様式12を活用する。	☐
別表2	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	☐

作成の手順

- ①別添、別表1,2を活用し、組織設置を記述。
- ②研修及び訓練計画を記述。
- ③設置を〇〇市へ報告する旨を記述。

<留意事項：自衛水防組織の設置について>

- ・施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。
- ・自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。**設置した場合、市町村への報告が必要です。**
- ・既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式6を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。

(1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

様式6

②研修・訓練計画は【様式5】に基づいて記述する

③自衛水防組織を設置したことを〇〇市に報告する

50

【別添】自衛水防組織活動要領

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

①施設名を変更する

②班構成を修正する

講習会資料

資料3

事例集P.12

【事例1】岩手県久慈市

別添 「自衛水防組織活動要領」

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、チームを置く。

- (1) 班は、総括・情報、避難準備、避難誘導、応急救護、炊き出しの各チームを置き、チームリーダーを置く。
- (2) 各チームの任務は、洪水時の避難確保計画の防災体制一覧表に掲げる任務とする。
- (3) グループホームひだまり及び受け入れ先避難場所を自衛水防組織の活動拠点とし、各チームのチームリーダーを自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表1「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が事務室・物品庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)

総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

作成の手順

- 【別表1】 様式12を活用する
- 【別表2】 様式5を活用する

【様式12 防災体制一覧表】を活用する

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

【様式5 避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式7(5)	防災教育・訓練の計画を整理する	避難訓練は出水期前に実施する。 設定した日程を様式5(下部)に反映する。	☐

8 防災教育及び訓練の実施

毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

【防災教育及び避難訓練の年間計画作成例】

防災体制の確立・
避難確保計画の年度版作成

情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援依頼等を確認し、避難確保計画に反映します。

実施予定
月日 (4月 10日)

従業員への防災教育

○避難確保計画等の情報の共有
○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承
など

実施予定
月日 (5月 10日)

施設利用者への防災教育

○本市の危険地や避難誘導の環境
○緊急時の対応等に関する保護者、家族への
説明 など

実施予定
月日 (5月 20日)

通所施設

情報伝達訓練

○従業員の緊急連絡網の試行
○家族等への情報伝達手段(メール・電話
等)の確認、慣習伝達の試行 など

実施予定
月日 (5月 30日)

保護者への引き渡し訓練

○保護者の緊急連絡網の試行
○連絡後、施設利用者(保護者)に引き渡
すまでのかかる時間の計画 など

実施予定
月日 (5月 30日)

入所施設

情報伝達訓練

○従業員の緊急連絡網の試行
○家族等への情報伝達手段(メール・電話
等)の確認、慣習伝達の試行 など

実施予定
月日 (月 日)

従業員の非常参集訓練

○従業員の緊急連絡網の試行
○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の
計画 など

実施予定
月日 (月 日)

避難訓練(複数回)

○防災体制と役割分担の確認、試行
○施設から避難場所までの移動にかかる時間の
計画 など

実施予定
月日 (6月 15日)

実施予定
月日 (月 日)

実施予定
月日 (月 日)

避難確保計画の更新

避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難保
護計画に基づき訓練を実施し、必要に応じて計
画を見直しします。

実施予定
月日 (6月 30日)

作成の手順

○訓練内容と実施月を記入する。

①従業員と施設利用者の防災教育の日
程を決める。

②防災訓練の実施日は、**出水期前**に
設定する。

③訓練結果を踏まえ、計画の見直し時
期を決める。

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は <u>定期的に確認・更新</u> する。	☐

11 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式 8

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

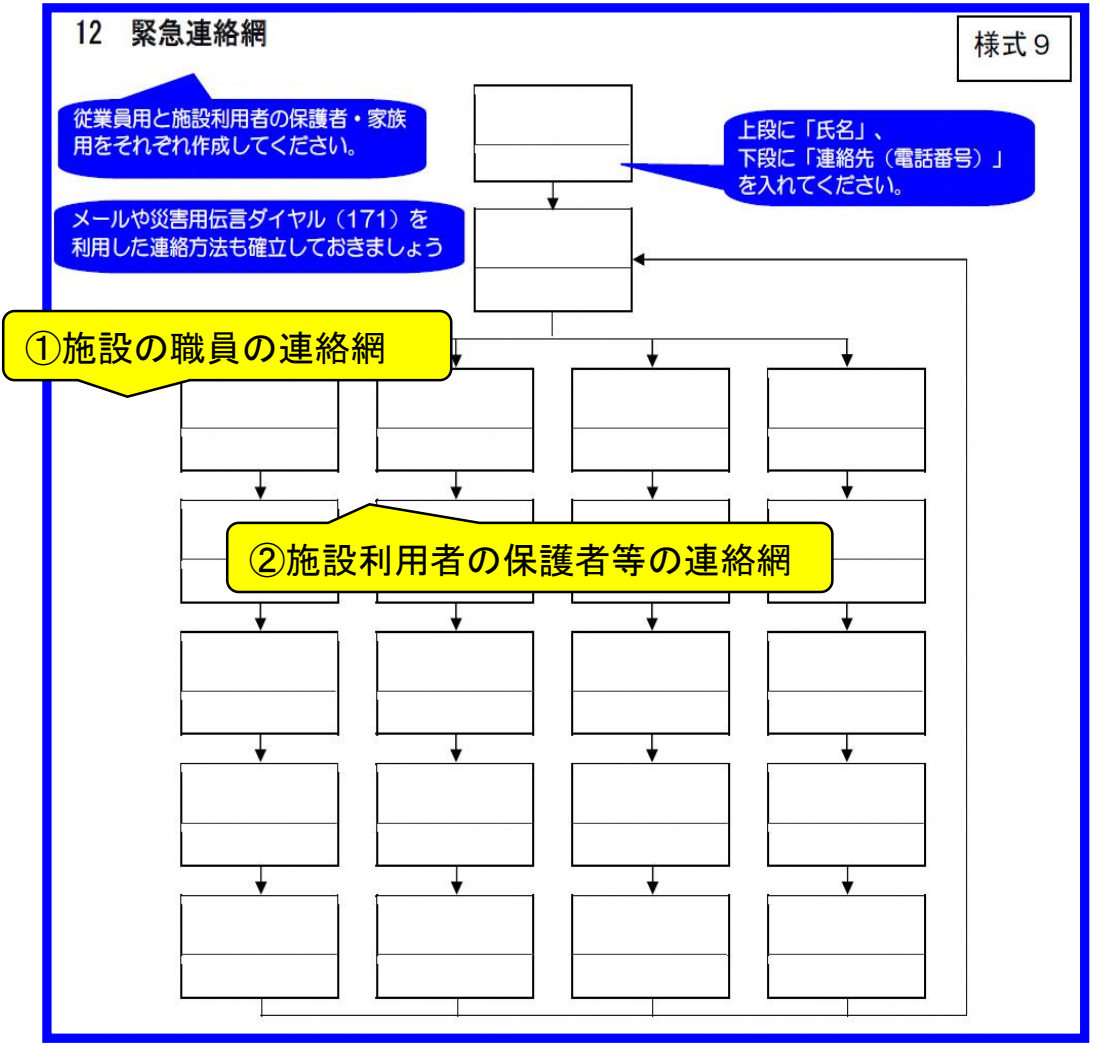
作成の手順

- ①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。
- ②施設利用者の緊急連絡先となる情報(氏名、続柄、電話番号、住所)を記入する。

<留意事項>

- 施設利用者の連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要です。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効です。

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。 定期的に更新(確認)する。	☐



- 作成の手順
- ①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
 - ②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を作成する。

- <留意事項>
- ・ 連絡が途切れた場合にも連絡が繋がるような連絡網と運用ルールが重要です。（例：連絡がつかない場合は一旦次の人に連絡し、同じ人が後から確認することをルール化する 等）
 - ・ 連絡先は定期的な更新が必要です。

【様式10】 外部機関等への緊急連絡先

□外部機関等への緊急連絡先は以下を参考にして下さい。

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式10	外部機関の連絡先を整理する	講習会資料を参考に <u>必要な連絡先を追加</u> する。	☐

15 防災体制一覧表

様式12

管理権限者 () (代行者)

情報収集 伝達要員	担当者	役 割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導 要員	担当者	役 割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

- 作成の手順
- ①各要員の役割に適した担当者を決める
 - ②各要員の対応内容を決める。

<留意事項>

- 責任者と連絡がつかない場合や担当者が不在の場合にも対応可能な組織づくりを考えることが重要です。

【様式11】 避難誘導方法

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための 職員体制 を検討する。 避難 移動に必要な時間 を検討・整理する。	☐

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

作成のポイント！

- 要配慮者の特性を踏まえた**移動手段**を整理する。
- **誰が対応**するかを決定する。
- 移動に必要な**時間**を考える。

対応内容	施設利用者		避難誘導要員	
	避難場所へ移動		担当者	
	☐ 単独歩行が可能な方	() 名	()	()
	☐ 介助が必要な方	() 名	()	()
	☐ 車いすを使用する方	() 名	()	()
	☐ スリッシャーや担架が必要な方	() 名	()	()
	☐ そのほか ()	() 名	()	()
	その他の対応			
	☐ ご自宅に帰宅する方	() 名	()	()
	☐ 病院に搬送する方	() 名	()	()
	☐ そのほか ()	() 名	()	()

<留意事項:移動手段等について>

- ・ 移送時に搬送車の手配が必要な場合、**夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認**が必要です。
- ・ 十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- ・ 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- ・ 浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

【様式12】 防災体制一覧表

☞ [土砂]「作成例-1」2-(1) 1) 2) 3), (2)

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の参集が予定通り進まない場合も想定する。	☐

15 防災体制一覧表 様式12

管理権限者 () (代行者)

情報収集 伝達要員	担当者	役 割
	班長 ()	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	・	
	・	
避難誘導 要員	担当者	役 割
	班長 ()	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	・	
	・	

作成の手順

①各要員の役割に適した担当者を決める。

②各要員の対応内容を決める。